介護老人保健施設まきむく草庵 概要

1. 施設の概要

名称・法人名 医療法人社団岡田会 介護老人保健施設まきむく草庵 代表者氏名 理事長 岡田 二朗

所在地 奈良県桜井市草川 58 番地 連絡先 TEL 0744-45-1502 FAX 0744-45-1361

定員80名 療養室 全室個室 10名×8ユニット

2. 介護老人保健施設の目的及び運営方針

(目的)介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を 行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともにその居宅における生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所していただけます。

(運営方針)入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供をおこないます。明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3. 施設の職員体制(令和6年4月1日現在)

施設の職員は、介護老人保健施設の目的に鑑み、それぞれ職務を適切に遂行する熱意と能力を有する者をもって充てる。

老人保健・福祉の向上を図る業務を担う者として配置する。必要数については法令の定めるところによる。

- ・管理者 1名 ・医師 1名 ・支援相談員 1名 ・介護支援専門員 1名
- ·看護職員 7名 ·介護職員 19名 ·理学療法士·作業療法士·言語聴覚士 2名
- ・薬剤師 0.26 名 ・管理栄養士 1 名 ・事務員 若干名

職員の職務

- ・施設長は、施設の業務を総統括し、執行する。
- ・医師は、入居者の健康管理及び医療に関して適切な処置を講ずる。
- ・看護職員及び介護職員の主な業務は医師の指示による診察の補助・病状観察・リハビリテーション補助と定期的な検温・検脈・血圧測定のほか、入居者の日常生活全般にわたり施設サービス計画に基づく介護を行う。
- ・介護支援専門員は、入居者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- ・支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する入居者等に対する支援相談の業務を行う。
- ◎入居者等の家族の施設療養上の相談・援助。
- ◎市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保健施設その他の保健医療、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携。
- ・理学療法士及び作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と協同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションを実施する。
- ・薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する。
- ・管理栄養士は、入居者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う他、栄養指導と調理献立等の業務を行う。
- ・事務員は、施設の事務管理に関する業務を行う。

4. 協力医療機関等 当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

・協力医療機関名 称 山の辺病院住 所 奈良県桜井市草川 60・協力歯科医療機関名 称 山の辺病院 歯科住 所 奈良県桜井市草川 60

5. 身体拘束について

施設は、原則として入居者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入居者又は他の入居者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった利用を診療録に記載する。

6. 褥瘡対策等について

施設は、入居者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発症を防止するための体制を整備する。

7. 虐待防止に関する事項について

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針の整備従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施等の措置を講ずるものとする。

8. 非常災害対策について

施設は、入居者等の特性に鑑み、非常災害に際して必要な具体的計画の立案、避難、救出等の訓練を定期的に実施し 入居者等の安全対策に万全を期さなければならない。

9. 利用料金

利用料金(1日あたり)

 □食費 (朝500円 昼820円 夕770円)
 2,090円

 □日用品費
 250円

 □教養娯楽費
 250円

□おやつ代 (希望者) 165円 (税込)

□居住費 2,600円

※外泊された場合も、居室を確保されている場合は料金を頂くことになります。

特別室個室代(トイレ・浴室完備) 1,100円 (税込)

□衣服リース代 (希望者) 440円 (税込)

□理美容代 ※理美容代は、1回あたりの金額で希望者の選択

カット 2,200円 (税込) 丸刈り 1,650円 (税込) パーマ・カット (シャンプー込) 5,500円 (税込) パーマ(シャンプー込) 3,850円 (税込) 毛染め・カット (シャンプー込) 5,500円 (税込) 1,650円 (税込) 3,850円 (税込) 3,850円 (税込)

顔そり 550円 (税込)

□診断書等の文書の発行 1通目 3,300円/回 (税込)

2通目 1,100円/回(税込)(1通目と内容が同じ場合)

□診断書発行に伴う検査代

(診断書発行に伴い、新たな検査が必要な場合の検査費用(実費))

※なお、食費・居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

■日用品費について

利用者等のご希望によって、身の回り品として必要なものを事業者が提供する費用

< バスタオカル、フェイスタオル、おしぼり、下用タオル、綿棒、蓋付カップ、ハンドソープ、ゴミ箱、ティッシュペーパー、,ウェットティッシュ、ボディーソープ、リンスインシャンプー、レジ袋、ランドリー BOX>

■教養娯楽費について

利用者等のご希望によって、教養娯楽費として日常生活に必要なものを事業者が提供する費用 <利用者等が希望によって参加するクラブ活動(習字、音楽療法、喫茶、料理等)や行事に関わる材料費>

10. サービス内容に関する苦情 相談 要望の窓口

① 当施設 所在地 〒633-0081 奈良県桜井市草川58番地 TEL 0744-45-1502

担当 看護師長 下坂 美也 支援相談員 藤井 智子 介護支援専門員 東雲 翔一郎

② 市町村の窓口 当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

桜井市役所 所在地 〒633-0062 奈良県桜井市栗殿432-1 高齢福祉課 介護保険係

TEL 0744-42-9111(内線287) 受付時間 8:30~17:15(土目、祝日は除く)

③ 公共団体の窓口 奈良県国民健康保険団体連合会

所在地 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館5階 事業課 介護苦情係

TEL 0744-21-6811 FAX 0744-21-6899 フリーダイヤル 0120-21-6899

受付時間 9:00~16:45 (土日、祝日は除く)

11. 事故発生時の対応について

施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ・施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした 言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の 明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- ・施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の 業務再開をはかるための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・介護保険施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については 医療法人社団岡田会と連携を行い、協議するものとする。

介護老人保健施設まきむく草庵 短期入所療養介護 概要

1. 施設の概要

名称・法人名 医療法人社団岡田会 介護老人保健施設まきむく草庵 代表者氏名 理事長 岡田 二朗

所在地 奈良県桜井市草川 58 番地 連絡先 TEL 0744-45-1502 FAX 0744-45-1361

定員80名 療養室 全室個室 10名×8ユニット

2. 介護老人保健施設の目的及び運営方針

(目的)介護老人保健施設 まさむく草庵(以下「施設」という)の実施する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の運営に必要な事項を定め、介護保険 法令の趣旨に従って、要介護状態(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という)」に対し、看護、医学管理の 下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の身体的及び精神的負担の軽減 を図ることを目的とする。

(運営方針)・短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常生活に必要とされる 医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日 でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

3. 施設の職員体制(令和6年4月1日現在)

施設の職員は、介護老人保健施設の目的に鑑み、それぞれ職務を適切に遂行する熱意と能力を有する者をもって充てる。

老人保健・福祉の向上を図る業務を担う者として配置する。必要数については法令の定めるところによる。

- ・管理者 1名 ・医師 1名 ・支援相談員 1名 ・介護支援専門員 1名
- ·看護職員 7名 ·介護職員 19名 ·理学療法士·作業療法士·言語聴覚士 2名
- •薬剤師 0.26 名 •管理栄養士 1 名 •事務員 若干名

職員の職務

- ・施設長は、施設の業務を総統括し、執行する。
- ・医師は、入居者の健康管理及び医療に関して適切な処置を講ずる。
- ・看護職員及び介護職員の主な業務は医師の指示による診察の補助・病状観察・リハビリテーション補助と定期的な検温・検脈・血圧測定のほか、入居者の日常生活全般にわたり施設サービス計画に基づく介護を行う。
- ・介護支援専門員は、入居者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- ・支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する入居者等に対する支援相談の業務を行う。
- ◎入居者等の家族の施設療養上の相談・援助。
- ◎市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保健施設その他の保健医療、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携。
- ・理学療法士及び作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と協同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションを実施する。
- ・薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する。
- ・管理栄養士は、入居者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う他、栄養指導と調理献立等の業務を行う。
- ・事務員は、施設の事務管理に関する業務を行う。

4. 協力医療機関等 当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

・協力医療機関 名称 山の辺病院 住所 奈良県桜井市草川 60・協力歯科医療機関 名称 山の辺病院 歯科 住所 奈良県桜井市草川 60

5. 身体拘束について

施設は、原則として入居者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入居者又は他の入居者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった利用を診療録に記載する。

6. 褥瘡対策等について

施設は、入居者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、 その発症を防止するための体制を整備する。

7. 虐待防止に関する事項について

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針の整備 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施等の措置を講ずるものとする。

8. 非常災害対策について

施設は、入居者等の特性に鑑み、非常災害に際して必要な具体的計画の立案、避難、救出等の訓練を定期的に実施し

入居者等の安全対策に万全を期さなければならない。

9. 利用料金

利用料金(1日あたり)

□食費 (朝500円 昼820円 夕770円) 2,090円 ■日用品費 250円

■教養娯楽費 250円

■おやつ代 (希望者) 165円 (税込)

□居住費 2,600円

※外泊された場合も、居室を確保されている場合は料金を頂くことになります。

特別室個室代(トイレ・浴室完備) 1,100円 (税込) ■衣服リース代 (希望者) 440円 (税込)

■理美容代 ※理美容代は、1回あたりの金額で希望者の選択

カット 2,200円 (税込) 丸刈り 1,650円 (税込) パーマ・カット (シャンプー込) 5,500円 (税込) パーマ (シャンプー込) 3,850円 (税込) 毛染め・カット (シャンプー込) 5,500円 (税込) 毛染め(シャンプー込) 3,850円 (税込)

顔そり 550円 (税込)

□診断書等の文書の発行 1通目 3,300円/回(税込)

2通目 1,100円/回 (税込) (1通目と内容が同じ場合)

■診断書発行に伴う検査代

(診断書発行に伴い、新たな検査が必要な場合の検査費用(実費))

※なお、食費・居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。 <生活保護を受けておられる方は、■のみの負担となります>

■日用品費について

利用者等のご希望によって、身の回り品として必要なものを事業者が提供する費用

<バスタオル、フェイスタオル、おしぼり、下用タオル、綿棒、蓋付カップ、ハンドソープ、ゴミ箱、テイッシュペーパー、ウェットティッシュ、ボディーソープ、リンスインシャンプー、レジ袋、ランドリー BOX>

■教養娯楽費について

利用者等のご希望によって、教養娯楽費として日常生活に必要なものを事業者が提供する費用

<利用者等が希望によって参加するクラブ活動(習字、音楽療法、喫茶、料理等)や行事に関わる材料費>

10. サービス内容に関する苦情 相談 要望の窓口

① 当施設 所在地 〒633-0081 奈良県桜井市草川58番地 TEL 0744-45-1502

担当 看護師長 下坂 美也 支援相談員 藤井 智子 介護支援専門員 東雲 翔一郎

② 市町村の窓口 当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

桜井市役所 所在地 〒633-0062 奈良県桜井市栗殿432-1 高齢福祉課 介護保険係 TEL 0744-42-9111(内線287) 受付時間 8:30~17:15(土日、祝日は除ぐ)

③ 公共団体の窓口 奈良県国民健康保険団体連合会

所在地 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館5階 事業課 介護苦情係 TEL 0744-21-6811 FAX 0744-21-6899 フリーダイヤル 0120-21-6899 受付時間 $9:00\sim16:45$ (土日、祝日は除く)

11. 事故発生時の対応について

施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ・施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした 言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の 明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- ・施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の 業務再開をはかるための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・介護保険施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については 医療法人社団岡田会と連携を行い、協議するものとする。

介護老人保健施設まきむく草庵 通所リハビリテーション 概要

1. 施設の概要

名称・法人名 医療法人社団岡田会 介護老人保健施設まきむく草庵 代表者氏名 理事長 岡田 二朗

所在地 奈良県桜井市草川 58番地 連絡先 TEL 0744-45-1502 FAX 0744-45-1361

種類 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

サービス対象地域 桜井市(中山間地域等を除く)、天理市、橿原市、磯城郡

2. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業の目的及び運営方針

(目的) 介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な通所リハビリテーション・介護予防通所 リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針) 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3. デイケアに従事する職員体制(令和6年 4月 1日)

・管理者 1名・医師 1名・看護・介護職員 2名

・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名 ・事務員 若干名

利用定員 30名 1日2単位行い、1単位の利用定員数は30人とする

サービス提供時間

1単位 8時 45分~12時 30分 2単位 13時 00分~16時 45分 月~土※祝日も営業 年始 1月 1日~3日特別休暇

4. 利用料金

- ・通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービス費は、介護報酬の告示上の額に準じる。
- ・利用料(日用品費、教養娯楽費、おむつ代、キャンセル料等)は、運営規程、重要事項説明書及び料金表にて定める。
- ・前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

■目用品費 200円/目 ■おむつ代

200円/日 ■おむつ代 [リハビリパンツ・カバータイプ] 110円/枚

■教養娯楽費 200円/日 ■おむつ代 [尿とりパッド・パッド (大)] 30円/枚

■キャンセル料 当日8:30までにサービスの中止(休み)のご連絡がなかった場合 1,000円/回

■日用品費について

利用者等のご希望によって、身の回り品として必要なものを事業者が提供する費用 <おしぼり・タオル類・Pティッシュ・綿棒・除菌シート・使い捨てコップ・マスク等>

■教養娯楽費について

利用者等のご希望によって、教養娯楽費として日常生活に必要なものを事業者が提供する費用 <趣味活動費・飲料代等>

5. 事故発生時の対応について

施設は、利用者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所、各関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ・施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした 言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の 明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- ・施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の 業務再開をはかるための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・介護保険施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については 医療法人社団岡田会と連携を行い、協議するものとする。

介護老人保健施設まきむく草庵 訪問リハビリテーション 概要

1. 施設の概要

名称・法人名 医療法人社団岡田会 介護老人保健施設まきむく草庵 代表者氏名 理事長 岡田 二朗

所在地 奈良県桜井市草川 58番地 連絡先 TEL 0744-45-1502 FAX 0744-45-1361

種類 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

サービス対象地域 桜井市(中山間地域等を除く)、天理市、橿原市、磯城郡

2. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業の目的及び運営方針

(目的) 介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な訪問リハビリテーション・介護予防訪問 リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針) 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3. 訪問リハビリテーションに従事する職員体制(令和6年 4月 1日)

- ・管理者 1名・医師 1名
- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2名以上

4. 利用定員

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、1日の利用定員数は、5人とする。

5. 利用料金

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービス費は、介護報酬の告示上の額の利用者負担割合に応じた額とする。

□交通費 (通常事業の実施地域以外)

指定訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) における通常の実施地域以外の交通費

□キャンセル料

当日8:30までにサービスの中止(休み)のご連絡がなかった場合 1000円/回

6. 事故発生時の対応について

施設は、利用者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所、各関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 相談・苦情対応について

事業所は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に 対する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応しなければならない。

- ・施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした 言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の 明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- ・施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の 業務再開をはかるための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・介護保険施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については 医療法人社団岡田会と連携を行い、協議するものとする。